

# 産 業 建 設 委 員 会

令和2年12月10日(木)  
午前10時～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

【委 員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、  
大驛商工労働課長、永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、  
久佐農林振興課長、岸本観光交流課長、木屋農業委員会事務局長

(都市建設部) 鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長、寺戸建設整備課長、  
倉本維持管理課長、邊建築住宅課長

(地域政策部) 宮崎関連施設支援室長

(市民生活部) 野田環境課長

(金城支所) 篠原金城支所長、河内産業建設課長

(旭支所) 佐々尾旭支所長、細川防災自治課長、西川産業建設課長

(弥栄支所) 外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田産業建設課長

【事務局】近重書記

---

## 議 題

1 議案第79号 浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について

2 議案第82号 指定管理者の指定について

(浜田市かなぎウエスタンライディングパーク)

3 議案第83号 指定管理者の指定について (浜田市天狗石農村公園)

4 議案第84号 市道路線の廃止について (浜田99号線)

5 議案第85号 市道路線の認定について (浜田99号線外)

6 同意第8号 浜田市農業委員会委員の任命について

7 陳情審査

(1) 陳情第165号 美容業界団体全体に対する支援策に関する陳情について

(2) 陳情第170号 雇用促進住宅に係る指定管理者選定委員会の運用に  
関する説明を求める陳情について

(裏面に続く)

## 8 所管事務調査

- (1) 浜田市ふるさと体験村施設の現状と今後の予定について  
【弥栄支所産業建設課】
- (2) 指定管理者の運営状況（浜田市国民宿舎千畳苑、リフレパークきんたの里、  
かなぎウェスタンライディングパーク）  
【観光交流課、金城支所産業建設課】

## 9 執行部報告事項

- (1) 浜田港四季のお魚カレンダー2021について（報告） 【水産振興課】
- (2) 漁業別水揚げについて（報告） 【水産振興課】
- (3) 観光庁公募「誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業  
の申請結果について（報告） 【観光交流課】
- (4) 第5回山陰浜田港マリン大橋リレーマラソンの開催について（報告）  
【観光交流課】
- (5) 浜田市ふるさと体験村施設に係る活用方針の見直しについて（報告）  
【弥栄支所産業建設課】
- (6) 浜田市三隅特産品展示販売センターの指定管理者応募状況と（有）ゆうひ  
パーク三隅の清算について（報告） 【三隅支所産業建設課】
- (7) 浜田駅前広場整備事業の竣工について 【建設企画課】
- (8) 主要地方道浜田八重可部線の環状交差点の開通について 【建設企画課】
- (9) 浜田駅周辺整備事業の進捗について（報告） 【建設整備課】
- (10) 浜田市雇用促進住宅への無断入居等に係る報告書 【建築住宅課】
- (11) その他

## 10 その他

## 11 産業建設委員会の取組課題について

以上

**令和2年12月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**(産業建設委員会)**

# 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

## 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

## 目 次

議案第79号 浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について

浜田市山村開発センター条例の一部改正 … 3ページ

浜田市立図書館条例の一部改正 … 5ページ

現行		改正後（案）	
（名称及び <b>設置</b> ） 第2条 山村開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び <b>位置</b> ） 第2条 山村開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置		
金城山村開発センター みどりかいかん	浜田市金城町下来原171番地		
旭山村開発センター 旭センター	浜田市旭町今市633の1番地		
〔新設〕 〔新設〕 別表（第8条関係） <b>1 みどりかいかん使用料</b> <b>2 旭センター使用料</b>		(1) <b>名称 金城山村開発センターみどりかいかん</b> (2) <b>位置 浜田市金城町下来原171番地</b> 別表（第8条関係） 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕	
種別	使用料	備考	
大ホール	1時間につき1,927円		
中ホール	1,497円		
小ホール	1か月につき34,707円		
研修室	1時間につき743円		
宿泊室	638円		

現行			改正後（案）
青年研修室	〃	323円	
小会議室	〃	323円	
調理室	〃	1,497円	ガスを使用する場合は、 実費を加算する。
老人休養室	〃	1,277円	
大会議室	〃	1,277円	
葬儀	1回につき	32,895円	2日以内とし、老人休養 室、研修室、宿泊室、調 理室を使用する。
<b>備考</b>			
<u>(1) 使用時間に1時間未満の端数のある場合は、1時間とする。</u>			[削る]
<u>(2) 営利を目的とする使用の場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。</u>			[削る]
<u>(3) 市内に住所を有しない者が使用するときには、上記の表に定める使用量に30パーセントの額を加えた額とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は免除することができる。</u>			[削る]

浜田市立図書館条例（平成25年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
（名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
〔略〕		〔略〕	
浜田市立旭図書館	浜田市旭町今市 <u>633番地1</u>	浜田市立旭図書館	浜田市旭町今市 <u>637番地</u>
浜田市立弥栄図書館	浜田市弥栄町木都賀イ <u>528番地1</u>	浜田市立弥栄図書館	浜田市弥栄町木都賀イ <u>526番地4</u>
〔略〕		〔略〕	
2	〔略〕	2	〔略〕

陳情番号	165
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果	

陳 情 書

令和2年11月17日

浜田市議長 川神 裕司様

美容業界団体全体に対する支援策のお願い。

島根県美容業生活衛生同業組合浜田支部

相談役 小松原 千穂子  
支部長 土井 真紅子  
副支部長 中谷 徹太郎  
会計 岡田 美津子



美容業界団体全体に対する支援策のお願い

平素は、公衆衛生事業に格別のご理解を賜り誠に有難うございます。また、議長におかれましては、今回のコロナ対策につきましても、議会を代表して取り組まれております事に対しまして、組合員一同深く感謝を申し上げます。

さて、接触型産業である美容業界は、コロナ禍により大打撃を受けております。もとより、美容業界は女性が最も輝く職場の一つであり、浜っ子春祭りなどでもボランティアとして貢献して参っております。しかし、今回のコロナ騒動は天災と言われ、終息が見えず一同苦労しております。なにとぞ、応分のご支援をお願い致します。

- 1、フェースシールドや消毒液などの備品。
- 2、客席の間仕切り壁など。
- 3、殺菌作用のある機器など。

以上、宜しくお願い致します。

浜田市長久保田章市様  
浜田市議会議長川神裕司様

2020年11月17日 1

陳情 (説明希望)

陳情番号	170
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果	

雇用促進住宅の指定管理審査

まず、住宅マスタープラン平成28年～平成37年においては、市営住宅(公営、その他含む)を含め民間住宅までも同じコンセプトで「安全で暮らしやすい住まいづくり」としている。

「老朽化したら建て替えることも考える」と言っている中で、雇用促進住宅が、30年前の現状維持、それ以上の終修繕(例えば畳をフローリングに)は条例違反だとして(申請者はより良い住宅にしたい、しかも提案に過ぎないのに)、あらかじめ書面を審査委員に配布し、浜田市の考えと申請者の考えは違う、浜田市の条例を重要視する申請者に任せたい(1社しかいない)と、あたかも現申請者を選ばないよという忖度さえ感じられる情報提供があった。

また審査当日も申請者に不利な説明が多く、現指定管理者の説明では「ライフトラスト事件」の話もしなかったのである。

資料の提出が無い場合に0点をつけるのだが、提出はしていても0点がついており、最低の点数は22点であった。60点を超えたのは12名中1名だった。

今後の成長のために「なぜ、低いか、どうすれば高くなるのか」を聴くことさえできない。

また、担当課も誰が何点をつけたかわからないのである。

無記名投票だからである。

市の担当者が審査員の点数を知ることが何の問題があるのか?

無記名なので、無責任な点数をつけることが可能になるのではないか?

今回は、多くの資料があるので、簡単に説明したい。

また、この資料を基にyoutubeで説明するので、合わせてみて頂きたい。

指定管理制度の在り方や担当課が「マスタープランに沿った提案」を申請者がしているにもかかわらず、不知の為に「条例と異なる提案だからお知らせする」ということをしているものか?

本来、マスタープランをもとに条例改正などが行われたりするるのである。

それなのに、マスタープランより担当係長<sup>の</sup>考えを優先させることがあっていいものか?

~~目的~~職員<sup>の</sup>の法令の周知と恣意的とも見えるような行動に気を付けるようにしてほしい。

どこが問題<sup>か</sup>を含めて議論をしてほしい。



浜田市日脚町184-1 森谷公昭 29

090-8361-0522

森谷で陳情してはいるが名前を出したくないという人がいるためであり、実際は複数人の陳情です

# 指定管理者の運営状況（浜田市国民宿舎千畳苑、リフレパークきんたの里、かなぎウエスタンライディングパーク）

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料  
産業経済部観光交流課  
金城支所産業建設課

施設名 (指定管理者)	指定管理 料金等	指定期間		延べ利用者数（人）												特記事項	担当課
		自	至	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計		
国民宿舎千畳苑 (株式会社かいげつ)	指定管理料 0円	H30.4	R4.3	R2	7,294	6,483	5,997	2,030	0	1,248	3,947	4,934	4,536	6,015	42,484	[コロナによる休業期間] 4月20日～6月18日 (うち市の要請休業 5/1～5/31)  [市の独自支援策の受給状況] ・観光事業者感染症防止対策支援 補助金(150千円) ・観光事業者応援給付金(530千円)	観光交流課
	H31 (R1)			8,065	7,197	9,118	8,610	8,790	7,281	6,847	8,086	7,246	7,385	78,625			
	増減			▲ 771	▲ 714	▲ 3,121	▲ 6,580	▲ 8,790	▲ 6,033	▲ 2,900	▲ 3,152	▲ 2,710	▲ 1,370	▲ 36,141			
リフレパーク きんたの里 (株式会社かいげつ)	指定管理料 0円	H31.4	R4.3	R2	7,871	5,903	5,643	1,735	0	3,116	4,447	6,041	4,818	5,000	44,574	[コロナによる休業期間] 4月20日～6月5日 (うち市の要請休業 5/1～5/31)  [市の独自支援策の受給状況] ・市源泉使用温泉施設支援 補助金(94千円) ・観光事業者感染症防止対策支援 補助金(350千円)	金城支所 産業建設課
	H31 (R1)			6,486	4,563	3,623	8,243	8,776	5,945	6,347	10,181	6,455	5,909	66,528			
	増減			1,385	1,340	2,020	▲ 6,508	▲ 8,776	▲ 2,829	▲ 1,900	▲ 4,140	▲ 1,637	▲ 909	▲ 21,954			
かなぎウエスタン ライディングパーク (社会福祉法人 いわみ福祉会)	指定管理料 20,952千円	H28.4	R3.3	R2	1,226	1,832	1,943	531	96	1,295	1,829	3,814	2,663	2,896	18,125	[コロナによる休業期間] 4月11日～5月31日 (うち市の要請休業 5/1～5/31)  [市の独自支援策の受給状況] ・観光事業者感染症防止対策支援 補助金(27千円) ・観光事業者応援給付金(500千円)	金城支所 産業建設課
	H31 (R1)			2,103	1,857	2,866	3,376	5,159	2,398	2,380	4,018	2,340	2,755	29,252			
	増減			▲ 877	▲ 25	▲ 923	▲ 2,845	▲ 5,063	▲ 1,103	▲ 551	▲ 204	323	141	▲ 11,127			

浜田市ふるさと体験村施設の現状と今後の予定について（報告）

1 公募後の状況

(1) 民間事業者への需要調査

日 程	相手先等	実 施 内 容
令和 2 年 9 月 25 日	公共空間逆プロポーザルへの参加	民間事業者のアイデアと公共空間の物件活用とのマッチングを図ることを目的とした「公共空間逆プロポーザル」(主催: R不動産株式会社)へ参加(オンライン開催)し、当施設のPRを実施
令和 2 年 10 月 23 日	その他意見交換	公募で反応のあった民間事業者と意見交換を実施
令和 2 年 10 月 28 日	県外の社会福祉法人との意見交換	地元住民の方から紹介のあった県外の社会福祉法人との意見交換を実施
令和 2 年 10 月 30 日	県外事業者による視察受入	R不動産株式会社が運営する公共不動産データベースを閲覧した県外事業者から当施設のグランピング事業による活用希望があり、視察受入を実施

(2) 地域住民への意見聴取

ア 実施状況

日 程	相 手 先	参加人数
令和 2 年 10 月 7 日	弥栄女性の会	11 名
令和 2 年 10 月 19 日	地域協議会	11 名
令和 2 年 10 月 21 日	行政経験者	4 名
令和 2 年 10 月 23 日	地域協議会	15 名
令和 2 年 10 月 28 日	行政経験者	2 名
令和 2 年 11 月 14 日	石央商工会弥栄支所女性部	9 名
令和 2 年 12 月 1 日	まちづくり団体代表者検討会議 (地域協議会、自治会長会、まちづくり推進委員会、公民館)	7 名

【裏面へ続く】

## イ 意見聴取の内容

体験村のニーズ	活 用 案	意 見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰省時の宿泊</li> <li>・ 食の提供</li> <li>・ 風呂、食堂</li> <li>・ 法事ができる場所</li> <li>・ 泊まる場所がない</li> <li>・ 子供の遊び場（自然公園）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物の加工</li> <li>・ 料理作り</li> <li>・ 朝市の実施</li> <li>・ 子どもが自然の中で遊べる公園</li> <li>・ 女性団体が輪番で何かをやることは可能</li> <li>・ 体験交流事業を業として行うことは困難</li> <li>・ 地元が体験交流に取り組むのは実際難しいのではないか</li> <li>・ キャンプ等で自然を活かす</li> <li>・ 野鳥、自然観察の場所</li> <li>・ 周辺のブナ林、川は整備しておくべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営を誰がやるのかが課題であり、女性団体も現場はできるが運営は難しい。きちんと運営できるところと組む必要がある</li> <li>・ 体験村は地域振興のための施設だった。それが理解してもらえないのであれば先行きは難しい</li> <li>・ ツーリズムの拠点であったので早く復活して欲しい</li> <li>・ 「体験」についてはまだ可能性がある</li> <li>・ 町外のための施設なのか、町内のための施設なのか、存続の目的を絞るべき</li> <li>・ 地元で運営して行けるかがポイント。外から来ての指定管理は難しいだろう</li> <li>・ できる部分だけでも自分達でやってみるという方法もある</li> <li>・ 体験村のどぶろくは優秀なものだった。苦労して特区を取って評価されていたのに、それが消えてしまったのは残念</li> <li>・ どぶろくがお魚センターで作られるなら弥栄との相乗効果が得られるように検討してもらいたい</li> </ul>

### 3 今後の予定について

上記の民間事業者への需要調査及び地域住民への意見聴取をふまえ、活用方針の見直しを検討中です。

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料  
産業経済部水産振興課

## 浜田港四季のお魚カレンダー2021 について（報告）

### 【作製の目的】

山陰浜田港は島根県内随一の水揚げを誇る漁港であり、多種多様な魚が水揚げされ、全国各地へ出荷されている。

山陰浜田港で水揚げされる水産物について、旬の季節を明記したカレンダーを作製し、情報発信を行うことで浜田産魚の普及・消費拡大を図る。

### 【作製者】

浜田市水産業振興協会

### 【作製方法】

委託

### 【作製部数】

2,000部

### 【主な配布先】

- ・浜田市水産業振興協会会員
- ・「浜田港四季のお魚」認証店
- ・どんちっちブランド加盟業者
- ・浜田魚商協同組合組合員
- ・市内幼稚園、保育園、小中学校、浜田水産高等学校、島根県立大学 など



# 漁業別水揚げについて（報告）

〈令和2年11月〉

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料No.1  
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：789トン（前年比：86%、-129トン） 水揚金額：3億131万円（前年比：90%、-3,479万円）

【地元沖合底曳網漁業】 水揚量：318トン（前年比105%）  
水揚金額：1億6,897万円（前年比107%）

- ☆ノドグロ（メッキン除く）  
〈R1.11〉 1.1トン・単価5,081円/kg ⇒ 〈R2.11〉 0.9トン・単価6,361円/kg
  - ☆シス  
〈R1.11〉 24トン・単価401円/kg ⇒ 〈R2.11〉 9.6トン・単価198円/kg
  - ☆ササカレイ  
〈R1.11〉 9.5トン・単価1,013円/kg ⇒ 〈R2.11〉 5.2トン・単価856円/kg
  - ☆ヤリイカ  
〈R1.11〉 3.1トン・単価788円/kg ⇒ 〈R2.11〉 38トン・単価612円/kg
  - ☆アンコウ  
〈R1.11〉 31トン・単価680円/kg ⇒ 〈R2.11〉 26トン・単価1,122円/kg
- ◆昨年同月より、ノドグロ・シス・ササカレイの水揚げが減少したが、ヤリイカの水揚げが増額したため、全体の水揚量・金額ともに増加した。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：159トン（前年比38%）  
水揚金額：4,168万円（前年比42%）

- ☆ワカナ  
〈R1.11〉 179トン・単価245円/kg ⇒ 〈R2.11〉 11トン・単価115円/kg
  - ☆ブリ  
〈R1.11〉 29トン・単価365円/kg ⇒ 〈R2.11〉 2.4トン・単価123円/kg
  - ☆サバ  
〈R1.11〉 104トン・単価110円/kg ⇒ 〈R2.11〉 18トン・単価125円/kg
  - ☆サワラ  
〈R1.11〉 9トン・単価375円/kg ⇒ 〈R2.11〉 39トン・単価242円/kg
- ◆昨年同月より、ワカナ・ブリ・サバの水揚げが減少したため、全体の水揚量・金額ともに減少した。

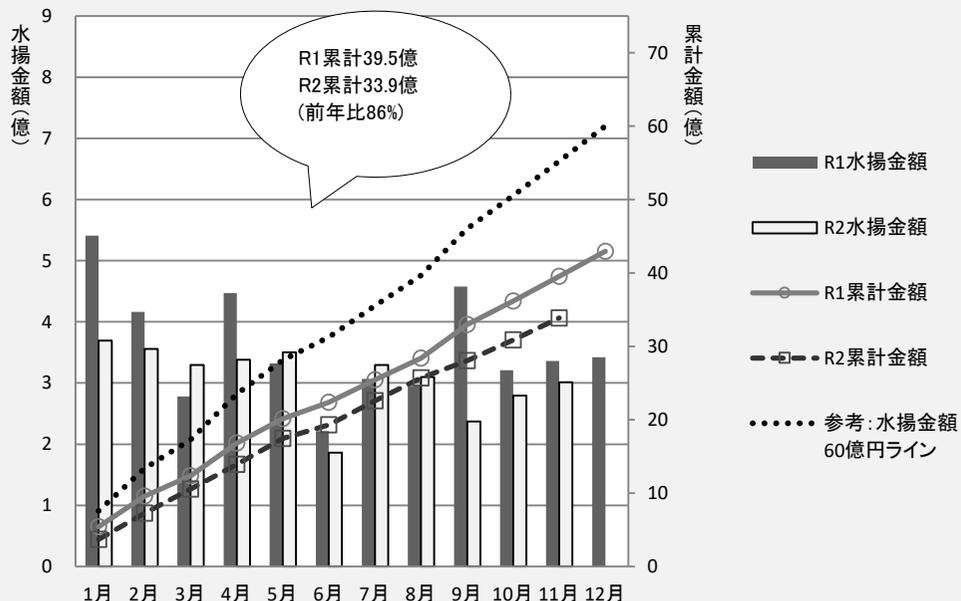
【大中型まき網漁業】 水揚量：221トン（前年比156%）  
水揚金額：3,874万円（前年比87%）

- ☆サバ  
〈R1.11〉 0.3トン・単価179円/kg ⇒ 〈R2.11〉 101トン・単価120円/kg
  - ☆マアジ  
〈R1.11〉 4.9トン・単価38円/kg ⇒ 〈R2.11〉 30トン・単価316円/kg
  - ☆ブリ  
〈R1.11〉 83トン・単価390円/kg ⇒ 〈R2.11〉 40トン・単価270円/kg
- ◆昨年同月より、サバ・マアジの水揚げが増加したが、ブリの水揚げが減少したため、全体の金額は減少した。

【小型いか釣漁業（5トン以上）】 水揚量：1.6トン（前年比934%）  
水揚金額：370万円（前年比967%）

- ☆ケンサキイカ  
〈R1.11〉 0.1トン・単価2,602円/kg ⇒ 〈R2.11〉 1.5トン・単価2,454円/kg
- ◆昨年同月よりケンサキイカの水揚げが増加し、全体の水揚量・金額はともに増加した。

R1・R2 水揚金額



令和元年 令和2年 漁業別水揚げ比較表

11月

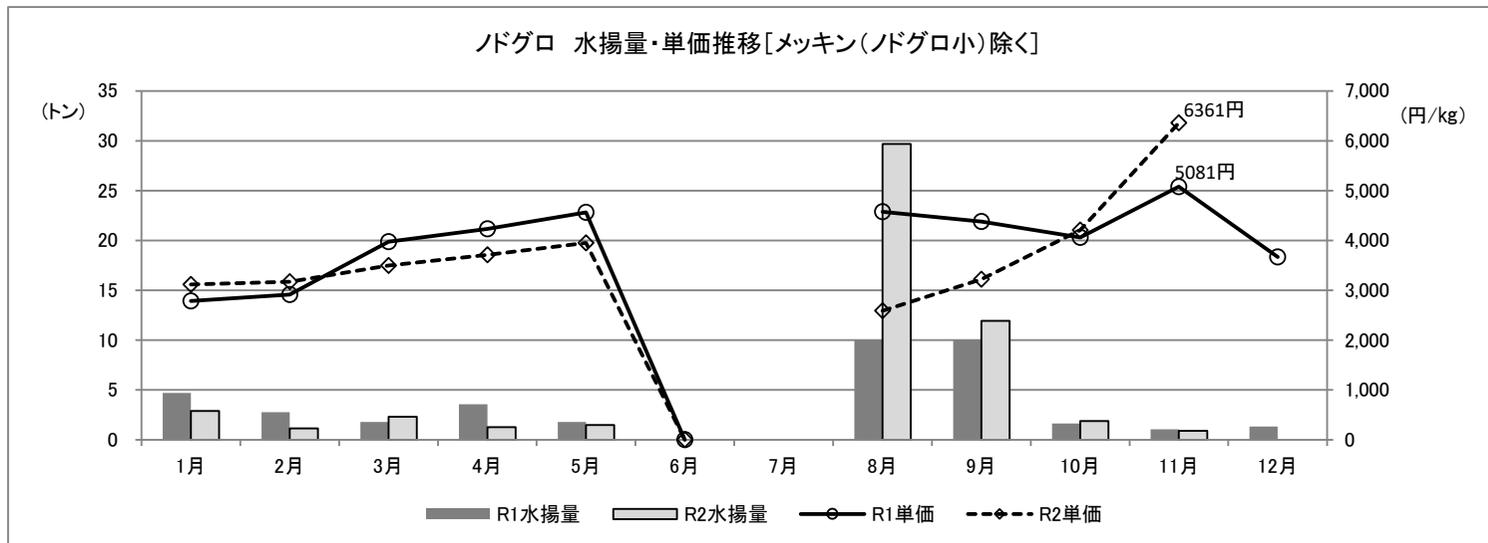
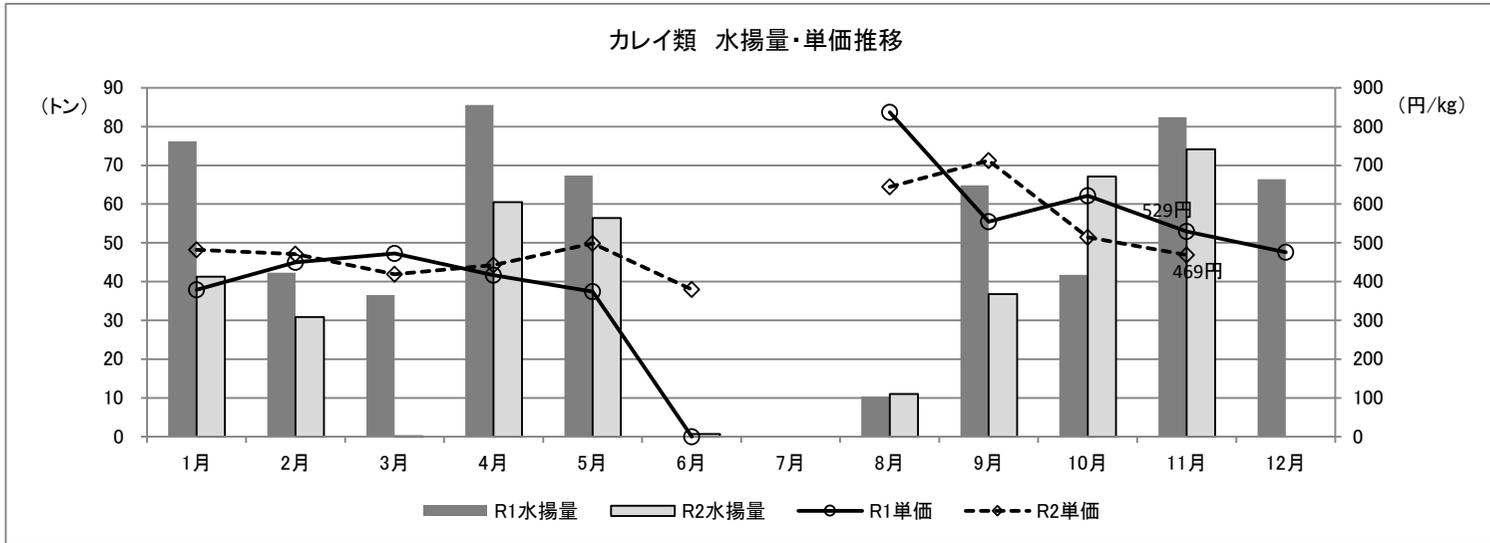
1月～11月累計

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料No.2  
産業経済部水産振興課

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	1	303,354.5	104.7	146,211,916	107.0	157,908,908
	2	317,683.2		156,453,647		168,969,963
02 沖合底曳網(地元外)	1	0.0	-	0	-	0
	2	0.0		0		0
03 小型底曳網	1	0.0	-	0	-	0
	2	0.0		0		0
04 大中型旋網	1	141,772.0	156.2	41,249,680	87.0	44,549,654
	2	221,483.0		35,872,596		38,742,403
05 中型旋網(地元船)	1	418,750.5	38.0	92,092,280	41.9	99,459,659
	2	159,297.0		38,594,130		41,681,658
06 中型旋網(地元外)	1	0.0	0.0	0	0.0	0
	2	0.0		0		0
07 小型いか釣(5t以上)	1	170.5	933.7	354,720	966.6	383,097
	2	1,592.0		3,428,700		3,702,996
08 いか釣(5t未満)	1	0.0	0.0	0	0.0	0
	2	144.0		283,100		305,748
09 大型定置網	1	16,121.5	181.9	3,117,050	203.8	3,366,417
	2	29,322.3		6,352,859		6,861,095
10 小型定置網	1	5,877.5	12.1	1,474,740	13.1	1,592,719
	2	710.7		193,600		209,090
11 しいら網	1	0.0	-	0	-	0
	2	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	1	1,193.3	102.4	1,568,680	117.5	1,694,175
	2	1,222.2		1,843,814		1,991,317
13 一本釣(国府)	1	957.9	28.7	454,805	74.4	491,192
	2	274.7		338,495		365,574
14 一本釣(長浜)	1	1,223.7	89.9	1,028,010	57.5	1,110,254
	2	1,099.7		591,510		638,828
15 一本釣(津摩)	1	610.2	34.0	768,030	0.0	829,471
	2	207.5		147,090		
16 一本釣(三隅)	1	896.1	46.1	515,440	38.9	556,675
	2	413.5		200,270		216,292
17 一本釣(江津)	1	2,357.3	150.7	1,746,065	92.6	1,885,755
	2	3,553.2		1,617,306		1,746,691
18 近隣支所	1	5,086.0	42.2	2,593,000	32.0	2,800,419
	2	2,143.8		830,760		897,222
19 その他	1	34.8	185.9	71,230	137.7	76,928
	2	64.7		98,060		105,904
20 陸送	1	18,925.8	262.0	17,951,993	179.0	19,388,157
	2	49,587.1		32,140,713		34,711,980
合計	1	917,331.6	86.0	311,197,639	89.6	336,093,480
	2	788,798.6		278,986,650		301,146,761
前年度との増減		-128,533.0		-32,210,989		-34,946,719

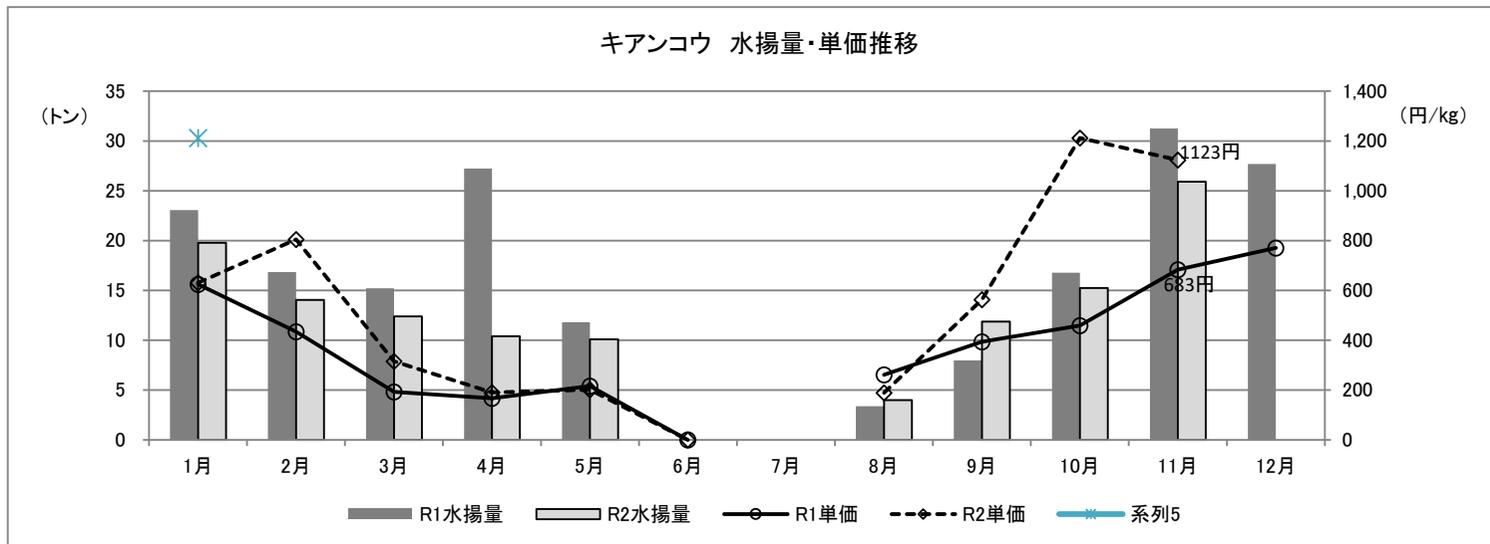
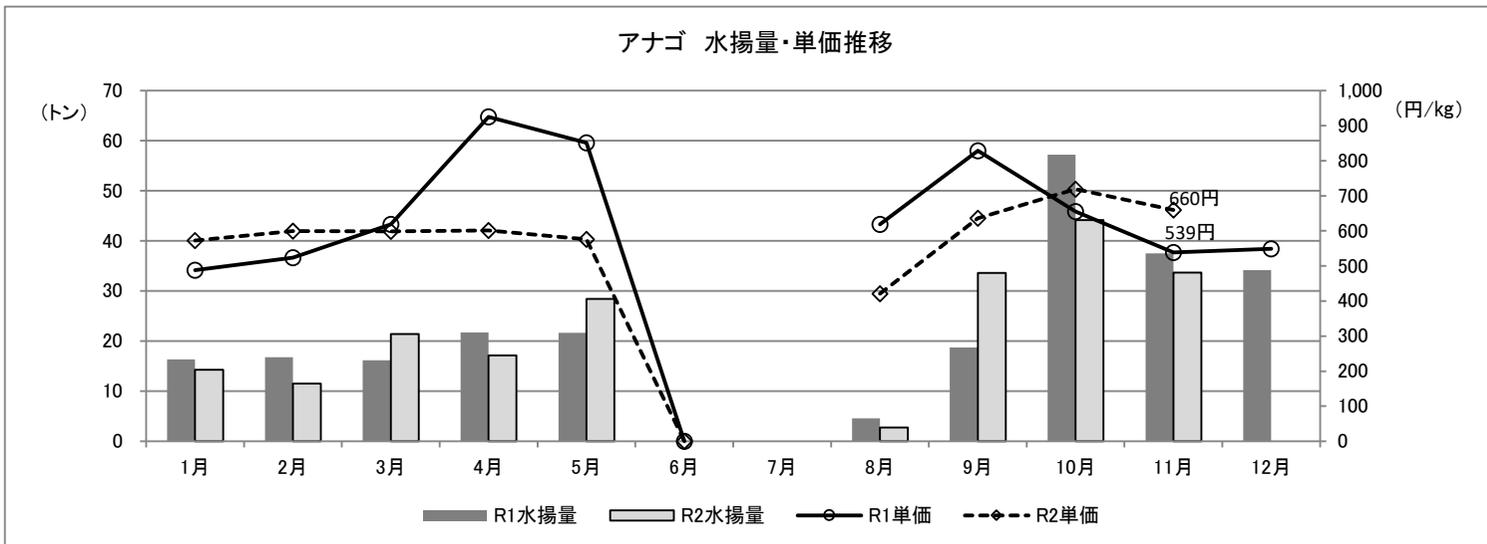
数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
2,686,222.6	89.6	1,278,942,157	93.6	1,381,257,883
2,408,078.4		1,197,656,126		1,293,468,935
163,918.5	0.0	68,045,353	0.0	73,489,011
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
3,386,589.3	96.5	690,875,398	100.7	746,145,429
3,269,205.0		695,871,470		751,541,192
3,985,142.3	47.1	821,136,078	51.0	886,826,966
1,878,956.3		418,848,523		452,356,407
836,762.0	97.4	155,132,294	145.7	167,542,876
814,925.0		226,079,821		244,166,203
43,585.2	75.9	40,903,910	80.7	44,176,238
33,086.0		32,991,390		35,630,702
1,510.0	100.4	1,583,350	62.7	1,710,020
1,516.0		992,500		1,071,900
312,481.1	70.5	83,010,282	91.4	89,651,138
220,201.5		75,842,450		81,909,935
27,472.8	77.0	8,493,377	109.3	9,172,850
21,145.0		9,282,691		10,025,321
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
18,002.5	257.7	29,417,513	127.3	31,770,939
46,397.7		37,446,625		40,442,357
9,626.7	87.3	14,151,639	89.2	15,283,775
8,399.5		12,628,394		13,638,659
22,193.8	121.9	16,999,673	83.2	18,359,656
27,055.2		14,143,268		15,274,748
24,250.6	50.4	17,070,670	47.5	18,436,352
12,226.8		8,264,203		8,766,482
32,034.0	75.6	16,711,263	79.2	18,048,152
24,213.6		13,231,530		14,290,053
31,338.9	113.1	27,182,612	88.7	29,357,254
35,458.2		24,114,061		26,043,190
41,353.4	159.7	21,062,027	113.7	22,746,967
66,037.9		23,938,411		25,853,513
20,280.3	27.4	11,352,454	22.1	12,260,654
5,564.0		2,513,834		2,714,930
186,684.3	129.9	358,195,372	95.4	386,851,023
242,551.9		341,842,390		369,189,867
11,829,448.3	77.1	3,660,265,422	85.7	3,953,087,183
9,115,018.0		3,135,687,687		3,386,384,394
-2,714,430.3		-524,577,735		-566,702,789

地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移



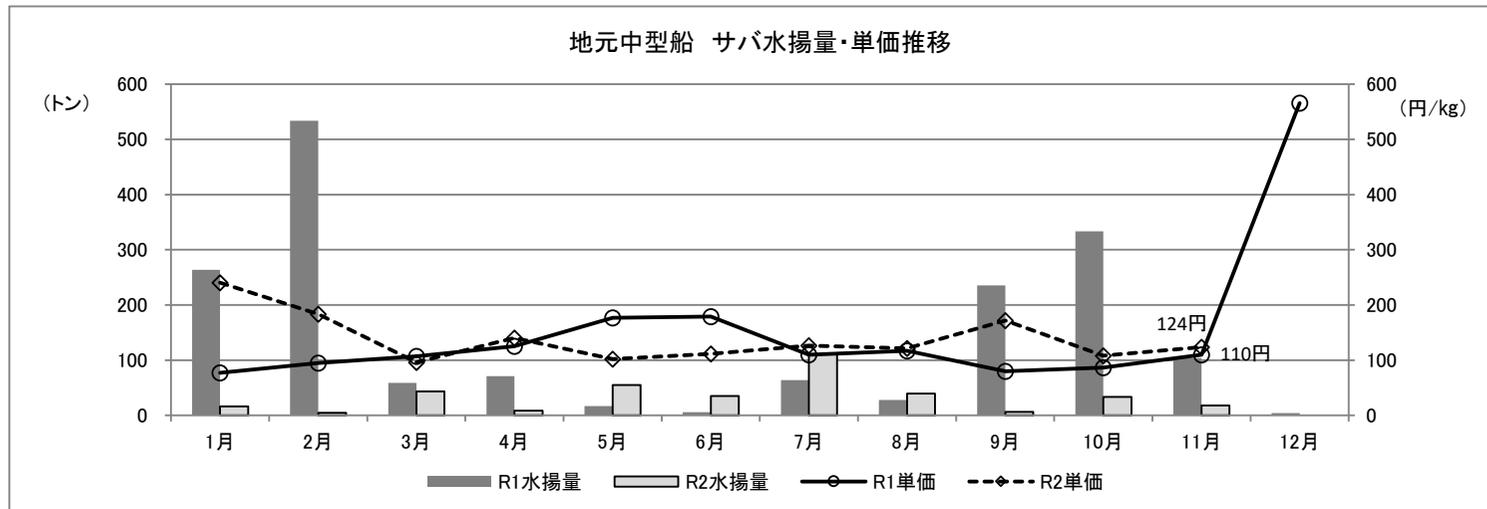
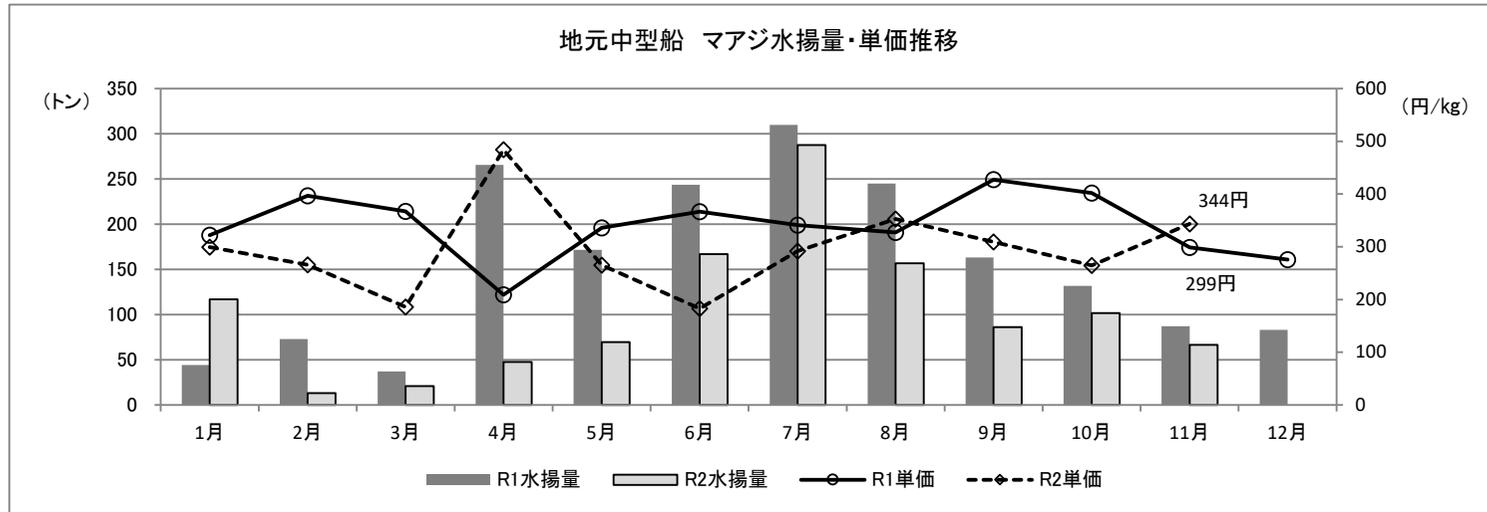
# 地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料No.4  
産業経済部水産振興課



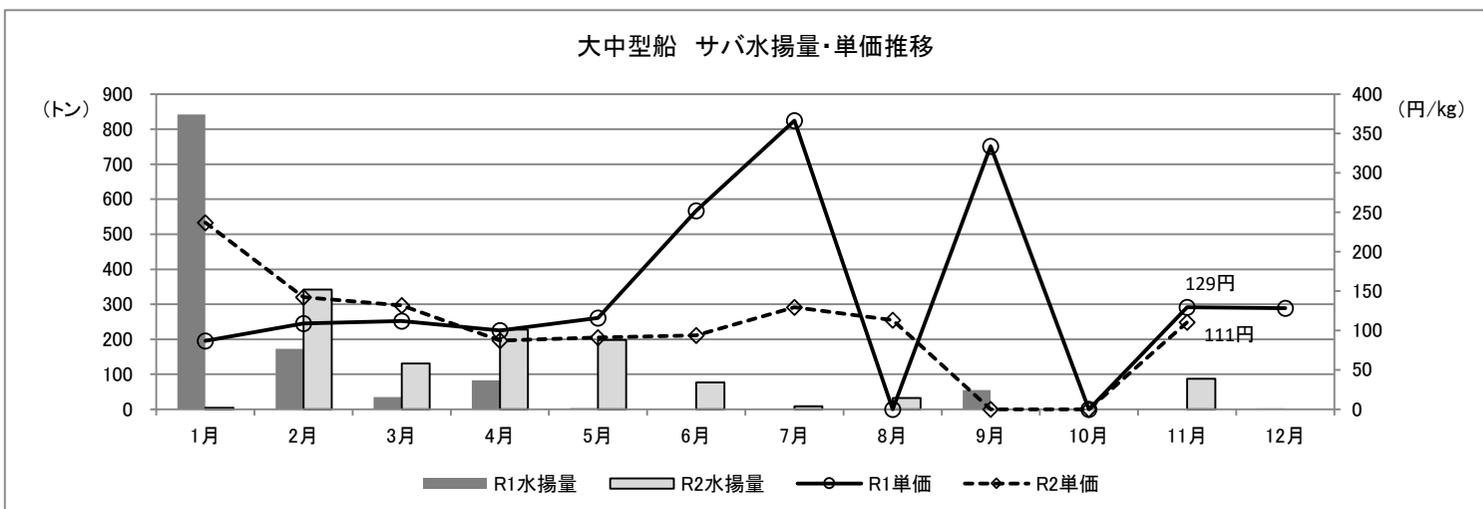
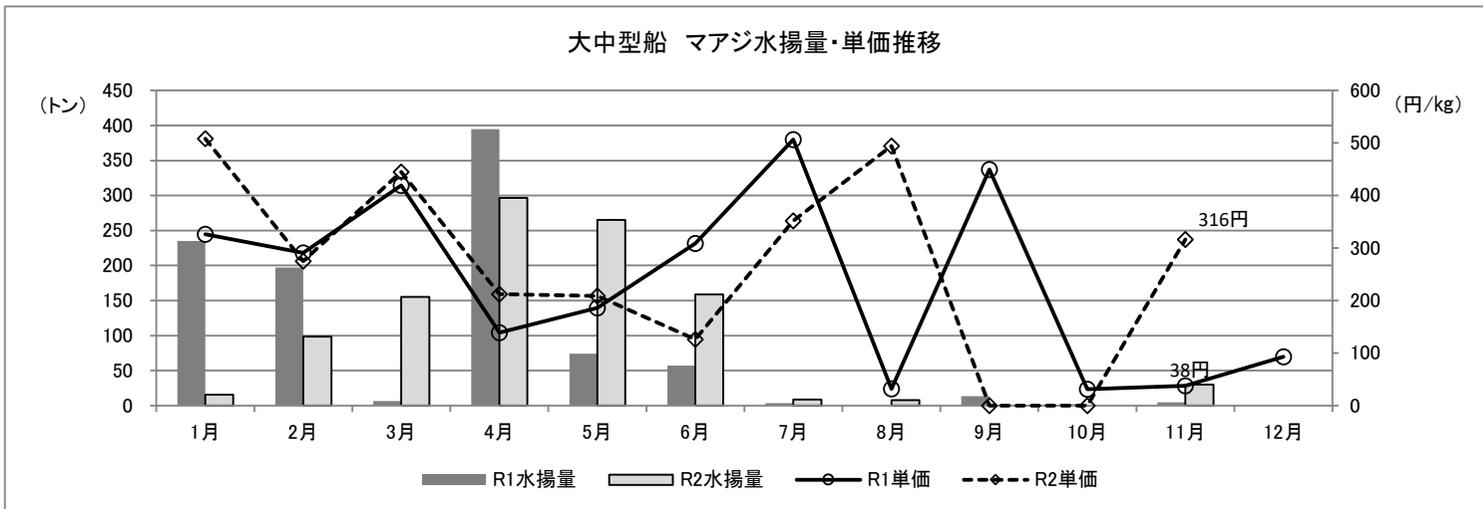
## 地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料No.5  
産業経済部水産振興課

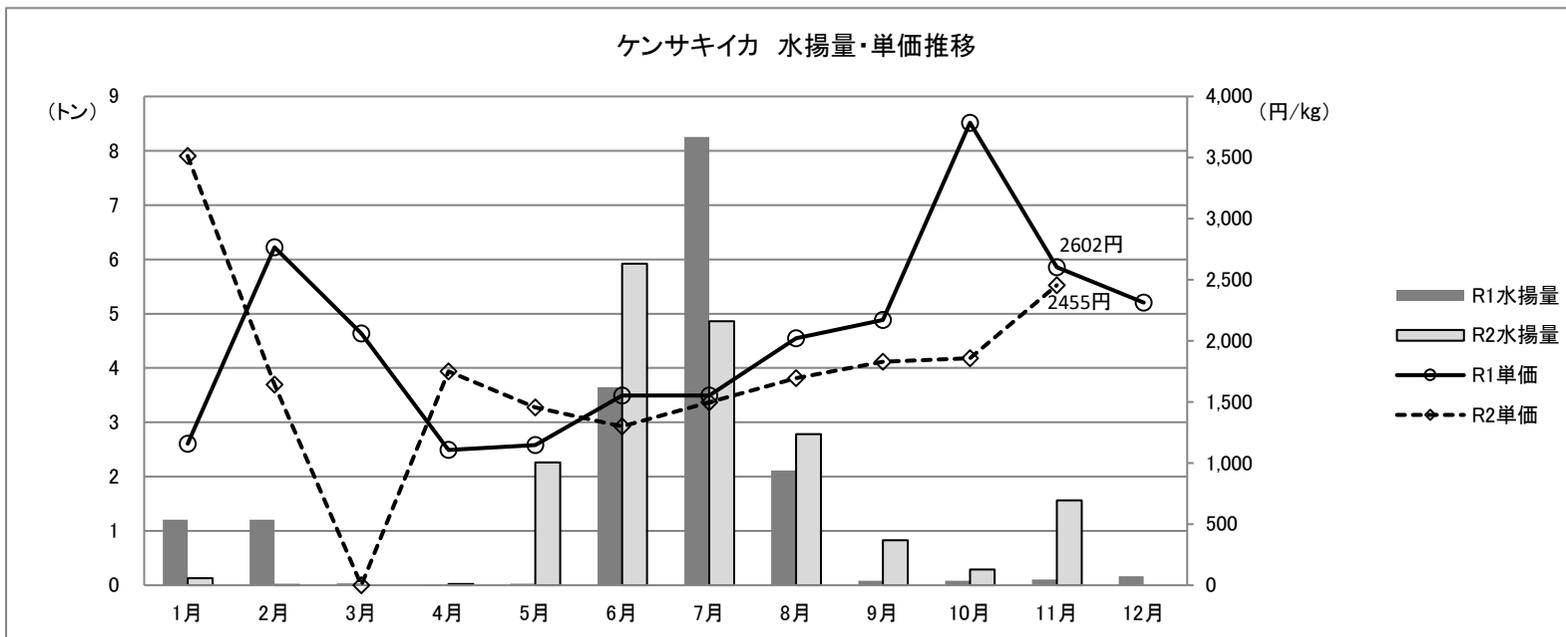


# 大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

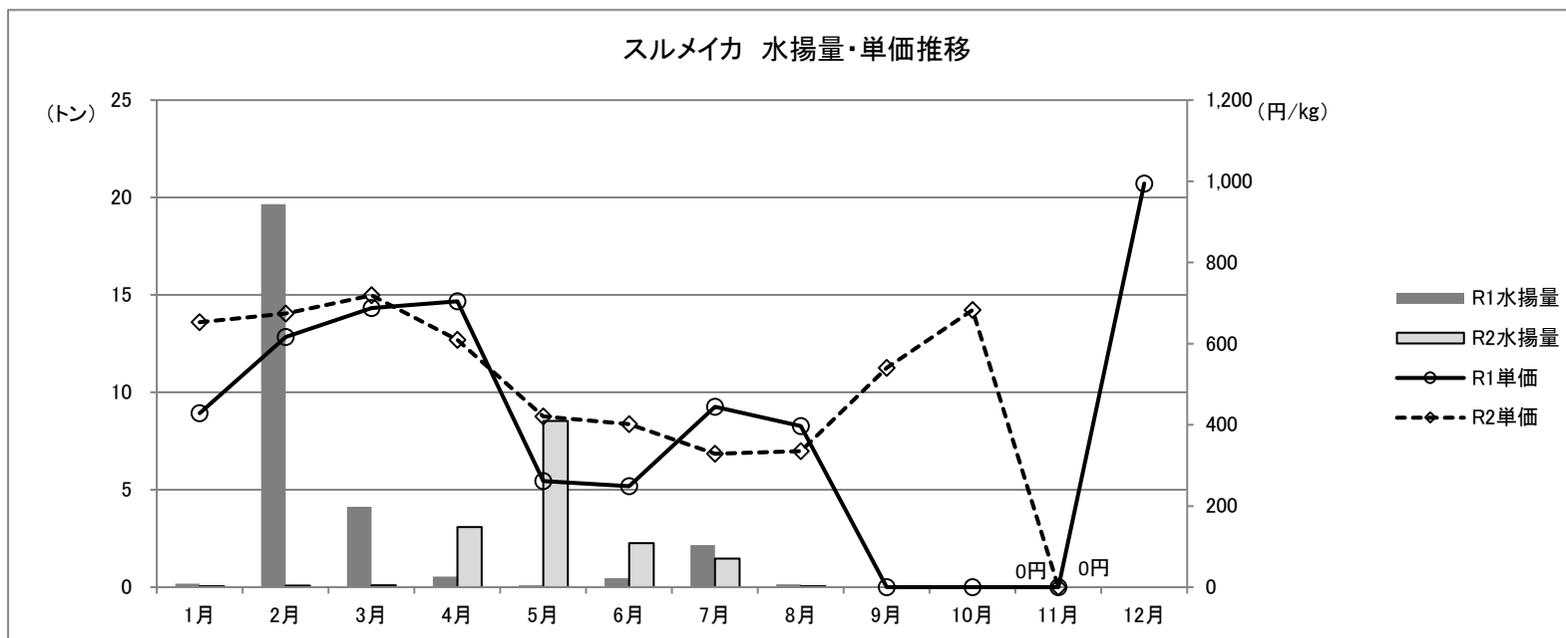
令和2年12月10日  
産業建設委員会資料No.6  
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推移



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推移



観光庁公募「誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業  
の申請結果について（報告）

観光庁では、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が、観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を、2 回にわたり公募されました。

第一次、第二次の延べ約 3,500 件の応募がある中、下表のとおり浜田市内の 4 団体から 4 件の申請がありましたが、いずれも「不採択」となりました。

なお、浜田市では、この実証事業に採択された団体に対して、対象経費のつなぎ資金の貸付を行うこととし、本年 9 月議会において、「観光誘客多角化促進事業」として 4 千万円の補正予算が承認されましたが、この度、すべての申請が不採択となりましたので、当該予算については、今後、減額補正いたします。

【浜田市内の団体の申請状況】

公募区分		《第一次公募》		《第二次公募》	
		公募期間	R2. 6. 26～7. 17	公募期間	R2. 8. 21～10. 5
		申請件数	約 2,000 件	申請件数	約 1,500 件
		採択件数	307 件	採択件数	249 件
		採択公表日	R2. 9. 18	採択公表日	R2. 11. 10
申請事業①	事業名	山陰の伝統芸能と石見神楽の集い ～コロナ退散で地域を元気に～		石見神楽で関係人口拡大、そして交流・定住へ ～ハイブリッド観光で「REBORN(再生)× RETURN(帰郷)」の推進～	
	申請団体	浜田地域伝統芸能大会実行委員会		石見神楽で関係人口拡大プロジェクト実行委員会	
	事業費	2,000 万円		2,000 万円	
	事業概要	○山陰の伝統芸能と石見神楽大会 ○浜田の特産品マルシェ ○情報発信機能の強化（パンフレット・観光PR動画の作成）		○ハイブリッド観光商品の開発・実施 ○カメラガールズによるモニターツアー ○国内外向けプロモーション動画の作成 ○多言語音声ガイドの充実とWiFi環境整備	
申請事業②	事業名	石見神楽を活用した体験コンテンツ造成 及びPR事業		至高の美肌湯・美又温泉を体感する全身美旅	
	申請団体	一般社団法人浜田市観光協会		美又温泉活性化実行委員会	
	事業費	1,226.5 万円		2,000 万円	
	事業概要	○個人旅行者向けの石見神楽体験コンテンツの造成		○温泉体験型ツアーの実施 ○オンラインツアーによるプロモーションとECサイトの確立	

## 第 5 回山陰浜田港マリン大橋リレーマラソンの開催について（報告）

毎年 3 月上旬に浜田漁港周辺で開催をしております「山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン」は、国・島根県・浜田市のイベント等の開催に対する指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行った上で、下記のとおり開催することとなりましたので、報告いたします。

### 記

1. 開催日 令和 3 年 3 月 6 日（土）  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催日を 5 月 22 日（土）に延期とする。
2. 場 所 浜田漁港周辺（山陰浜田港公設市場前広場発着）
3. 主 催 山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン実行委員会
4. 募集チーム数 150 チーム
5. 主な新型コロナウイルス感染症対策  
(募集)
  - ・参加者は中国地方 5 県在住者のみに限定。
  - ・募集チーム数を 200 チームから 150 チームに縮減。(体調管理)
  - ・大会関係者（参加ランナー、スタッフ等）は大会前 1 週間、大会後 2 週間、チェックシートを利用した体調管理を義務付ける。(大会運営)
  - ・大会当日、受付にて検温を実施。
  - ・会場各所に消毒用アルコールを設置し、こまめな消毒を呼びかける。
  - ・全ての大会関係者に対して、レース中を除く場面ではマスクを着用することを義務付ける。
  - ・参加者には接触確認アプリ「COCOA」のインストールを要請。
  - ・密集、密接を回避するため、開会式は実施しない。
  - ・会場での飲食・飲料の提供は行わない。
  - ・スタート時のランナー同士の密集・密接の緩和を図るため、参加者を時間差でスタートさせる「ウェーブスタート方式」を導入する。
  - ・コース沿道での観戦・応援の自粛を呼びかける。
6. 募集締め切り  
令和 3 年 2 月 4 日（金）（チラシ、インターネット）  
詳細は別紙チラシをご覧ください

中国地方5県在住者限定

# 第5回 山陰浜田港 マリン大橋リレーマラソン

2021年  
**3月6日** (土)

職場で、仲間で、フルマラソンを完走しよう!

予備日 / 5月22日(土)

会場 / 旧しまねお魚センターをスタート・ゴールとした往復約3キロ

競技内容 / ・42キロリレーコース / 往復約3キロのコースを14往復チームリレーします。参加者は最低1往復を走行し、1チーム最低2名~14名まで参加できます。  
・21キロリレーコース / 往復約3キロのコースを7往復チームリレーします。参加者は最低1往復を走行し、1チーム最低2名~7名まで参加できます。

◎申込期間 / 令和2年12月4日(金) ~ 令和3年2月4日(木)

## 大会スケジュール

9:00 / 受付開始  
※変更になる場合があります。  
10:00~12:00 / 競技スタート(ウェーブスタート)  
16:00 / 競技終了  
※開会式は開催しません。

## 参加資格

中国地方5県内在住の独力で1周約3キロを完走できる男女。  
※目が不自由な方でも、伴走者がいれば可。  
※車イスの方のエントリーは走路の関係上ご遠慮頂きます。

本大会では「ウェーブスタート方式」を導入します。「ウェーブスタート方式」とは...

スタート時の混雑を緩和するために、スタート時刻を時間差で複数回に分ける方式です。

## 表彰

表彰式は行いません。後日各部門の入賞者(1位~3位)に賞状と賞品を郵送します。

## 参加料(税込)

■大人.....1名3,500円  
大学生(院生含む)、専門学校生.....1名2,500円  
高校生、中学生以下.....1名1,500円  
■参加料に含まれるもの  
保険料、記念品、完走証(web発行または後日郵送を予定)

## 検温と接触確認アプリのインストール

参加当日、宿泊先や自宅を出る前に検温、接触確認アプリ「COCOA」のインストールをお願いします。



新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、例年とは大会運営等を変更して開催します。

中国地方5県限定

募集チーム数 **150チーム** (申込締切日前でも定員になり次第締め切ります。)

### ●42キロリレーコース

部門名	詳細	募集チーム数
職場対抗部門	同じ企業・職場で構成。男女を問わない	30チーム
男女混合部門	男女混合で構成。	20チーム
男性部門	男性のみで構成。	10チーム
合計		60チーム

### ●21キロリレーコース

部門名	詳細	募集チーム数
職場対抗部門	同じ企業・職場で構成。男女を問わない	50チーム
男女混合部門	男女混合で構成。	20チーム
男性部門	男性のみで構成。	10チーム
女性部門	女性のみで構成。	10チーム
合計		90チーム

※各部門の申込み状況によっては、募集チーム数を変更する場合があります。

## 大会駐車場

■参加者、関係者、応援者駐車場.....旧しまねお魚センター周辺臨時駐車場



[大会に関するお問い合わせ]

山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン実行委員会  
Tel.0855-25-9531(直通) Fax0855-23-4040  
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地  
浜田市役所 観光交流課

[申込受付に関するお問い合わせ]

有限会社 Plus value (申込受付受託事業者)  
Tel.0852-67-2844 / 090-9506-9802  
Fax.0852-21-3904  
〒690-0015 島根県松江市上乃木四丁目32-1 大野ビル203

◎主催 / 山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン実行委員会

◎協力 / 浜田市、浜田市教育委員会  
◎後援 / 島根県、浜田商工会議所、石中央商工会、(一社)浜田市観光協会、浜田市陸上競技協会、山陰中央新報社、中国新聞社、読売新聞浜田支局、朝日新聞松江総局、毎日新聞松江支局、TSK山陰中央テレビ、BSS山陰放送、日本海テレビ、石見ケーブルビジョン

## 参加申込用郵便振替用紙

00	広島	払込取扱票									
口座記号番号											
0	1	3	1	0	9	1	0	4	1	5	1
加入者名 有限会社 Plus value											
金額 千 百 十 万 千 百 十 円											
料金 備考											
参加希望部門にチェックしてください。 42キロリレーコース <input type="checkbox"/> 職場対抗部門 <input type="checkbox"/> 男女混合部門 <input type="checkbox"/> 男性部門 21キロリレーコース <input type="checkbox"/> 職場対抗部門 <input type="checkbox"/> 男女混合部門 <input type="checkbox"/> 男性部門 <input type="checkbox"/> 女性部門 チーム名を必ずご記入ください。											
ご依頼人 おなまえ (電話番号)											
日付											
印											

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号広第7207号)  
これより下部には何も記入しないでください。

## 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 1 3 1 0 9
加入者名	有限会社 Plus value
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
ご依頼人	おなまえ
料	(消費税込み) 日 附 印
金	円
備考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

# 第5回

# 山陰浜田港 マリン大橋リレーマラソン

## 募集要項

### ■応募方法

- 次の1または2の方法でご応募ください。
1. 代表者が一括して参加申込用郵便振替用紙にてお申込ください。
  2. インターネット(ランネット=https://runnet.jp/)でもお申込頂けます。

### ■申込締切

【事務局締切：令和3年2月4日(木)必着】【インターネット締切：令和3年2月4日(木)】

### ■申込受理の確認について

チームの代表者宛に申込受付証と案内を大会の1週間前までに郵送いたします。到着しない場合は電話またはEメールでお問い合わせ下さい。大会運営事務局(有限会社Plus value) 平日10:00~18:00 土日祝日休み TEL 0852-67-2844 E-mail: hattori@plusvalue.co.jp

Facebookで  
情報発信しています。



## お申込みに関する注意事項

1. 中国地方5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)の方限定大会とします。
2. 募集締切後のキャンセルについては、参加料の払戻しはいたしません。選手の変更は可能です。
3. 大会当日の公共交通機関、道路事情等による遅刻について、主催者は一切責任を負いません。
4. 上記応募方法1で応募するチームで、11人~14人で参加される場合は、チーム名を必ずご記入いただき、合計金額を一括で振込んでください。メンバー表は大会公式サイトからダウンロードの上、運営事務局までファックスください。(FAX:0852-21-3904)
5. 部門欄には、必ず参加する部門欄にチェックを入れて下さい。
6. 代表者の方もメンバーとして走る場合は、参加者氏名欄にも重複してご記入下さい。
7. 代表者住所宛に開催要項を送付いたします。勤務先やマンション名まで必ずご記入下さい。
8. 悪天候などで中止の場合、大会前日午後16:00に決定し、大会公式サイト上にてご連絡いたします。
9. ご入金金が確認でき次第正式なエントリーとなります。
10. 昼間に必ず連絡がとれる電話番号を記入して下さい。連絡させていただく場合があります。

## 大会ルール

- リレー方法 / 受付の際、各チームに計測チップの入ったアンクルバンドを2個お渡し致しますので周回の際には必ず走者及び次走者は使用してください。バンドを取り付けずに出走した場合は計測できませんのでご注意ください。リレーは決められたリレーゾーンでのみ可能です。コース途中で交替することは出来ません。
- 周回チェック / レース中に周回毎の途中経過を大会本部よりアナウンスします。
- 伴走 / 1人で3キロを走るのが不安な選手にチームメイト1人が伴走することが出来ます。伴走を希望するチームは、他のチームに迷惑がからないように走行して下さい。
- 競技時間 / 競技は10:00よりチーム毎に順次スタートし、16:00に終了します。この時間までにゴールしたチームが正式な完走と認められます。
- 救護 / 大会本部に救護班が待機していますが、応急手当以上の責任は負いかねますので、当日はくれぐれも体調を整えてご参加下さい。
- 貴重品 / 荷物等、貴重品の管理はチーム内で行って下さい。

受付では、「非接触対応」を原則とし、  
右の事柄についてご協力をお願いします。



※コース・駐車場等は  
変更する場合があります。



## お申込みに関する注意事項

### 新型コロナウイルス感染症関係

1. 大会1週間前から検温を行い、体調管理チェックシートを記入の上、大会当日必ずご持参ください。チェックシートを提出されない、または適切な健康管理がされていないと判断した場合は参加をお断りします。
2. 大会当日、会場にて検温を実施します。検温時、37.5℃以上と確認された場合は参加をお断りします。
3. 上記1・2により参加をお断りした場合の返金はいたしません。
4. 大会当日はマスクを着用の上、ご来場ください。
5. 大会当日は他の参加者やスタッフとの距離を確保してください。(最低1mが目安)
6. こまめな手洗いや消毒をしてください。
7. 大会終了後2週間検温を行い、体調管理チェックシートに記入ください。
8. 大会終了後、選手が感染者、濃厚接触者、感染疑い者になった場合、直ちに大会主催者に連絡の上、主催者の対応に応じてください。
9. その他、大会主催者が定める新型コロナウイルス感染症対策に従って行動してください。
10. 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては開催を5月22日(土)に延期することを予定しておりますので、ご了承ください。

### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼様が負担することとなります。
- ・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。

## 浜田市ふるさと体験村施設に係る活用方針の見直しについて（報告）

ふるさと体験村施設につきましては、令和 4 年 4 月の再開に向け再公募を行う予定としておりましたが、コロナ禍で従来の設置目的に掲げる「都市との交流活動」を進めることが非常に難しい状況となっております。

この度、改めて地域住民の意見聴取を行い、施設の活用策について再検討した結果、次のとおり活用方針の見直しを進めておりますので報告します。

### 記

#### 1 地元ヒアリングの状況

対象	体験村のニーズ	主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・女性団体</li><li>・行政経験者</li><li>・地域協議会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰省時の宿泊先</li><li>・食の提供</li><li>・法事を行う場所</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・輪番で何かをやることは可能だが運営を誰がやるのかが課題</li><li>・体験交流を事業として行うことは困難</li><li>・町外のための施設なのか、町内のための施設なのか目的を絞るべき</li><li>・できる部分だけでも自分たちでやってみるという方法もある</li><li>・体験村の「どぶろく」は評価されていたのにそれが消えてしまったのは残念</li></ul>

#### 2 見直しの基本的な考え方

- (1) 地元(弥栄地域)の意向を尊重した活用策を検討する
- (2) 「都市との交流」⇒「地域の交流」へシフトする
- (3) 再開に向けた施設改修費は可能な限り抑える

#### 3 活用目的の見直し

以下の主旨で活用目的の見直しを行う。

なお、具体的な条例改正は、令和 3 年 3 月議会において上程する。

<現行条例の目的>

都市との交流活動を通じ、農林業及び商業、観光事業の振興を図り、市の活性化に資するため、～中略～、浜田市ふるさと体験村施設を設置する。

<施設再開に向けての方針> ※平成 31 年 4 月「浜田市ふるさと体験村施設に係る活用方針（案）について」より

ふるさと体験村は、これまでのような都市住民が田舎体験を行う場だけでなく、体験交流事業を通して地域住民との交流の場となる必要がある。

<新活用方針>

「都市との交流」から「地域の交流」へ切り替え、弥栄地域における持続可能な暮らしの実現と地域コミュニティの活性化を図る拠点として活用する。

【裏面へ続く】

#### 4 想定される事業及び活動

- (1) 地域住民による法事、イベント、研修等
- (2) どぶろくの技術開発及び後継者育成
- (3) 地域の農林産物、加工品等の販売
- (4) 地域内外の住民による宿泊体験
- (5) 地域の女性団体等を通じた田舎料理の継承

#### 5 管理運営方法

「3 活用目的の見直し」の主旨の達成にあたっては、地域の実情に精通している必要があり、また事業の営利性に乏しいことから、指定管理者は地元で組織された団体(非営利団体など)とすることが最も合理的なため、選定方法は浜田市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき「指名」とする。

※「浜田市指定管理者制度運用ガイドライン（令和2年3月）」P.7

##### 3 選定方法

##### (2) 非公募による選定ができる場合

- イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合

#### 6 所要経費（見込）

- (1) 概算施設改修費（令和3年度） 約20,000千円
  - ・ 条例改正後に補正予算提案予定
  - ・ 財源は弥栄の地域振興基金を想定
- (2) 指定管理料（令和4年度以降） 9,000千円／年間 程度を上限に精査

#### 7 今後のスケジュール

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 令和2年12月 | 活用方針の見直しを議会へ報告             |
| 令和3年2月  | 条例改正議案及び債務負担行為議案（指定管理料）の上程 |
| 6月      | 補正予算議案の上程（施設改修費）           |
| 10月     | 指定管理仮協定の締結                 |
| 12月     | 指定管理者の指定議決                 |
| 令和4年2月  | 当初予算議案（指定管理料）の上程           |
| 4月      | 施設再開                       |

浜田市三隅特産品展示販売センターの指定管理者応募状況と  
(有)ゆうひパーク三隅の清算について (報告)

「浜田市三隅特産品展示販売センター」の令和3年4月からの新たな指定管理に向けた応募状況と、現指定管理者である(有)ゆうひパーク三隅の清算について下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者応募状況について

- (1) 募集期間 令和2年10月12日～令和2年11月25日
- (2) 応募者数 3者
- (3) 今後の予定
  - ① 令和2年12月22日 指定管理者選定委員会審査
  - ② 令和2年12月下旬 指定管理者の候補者選定結果通知
  - ③ 令和3年1月下旬 仮協定締結
  - ④ 令和3年3月下旬 市議会（指定議決）
  - ⑤ 令和3年4月1日 管理運営開始（※詳細は提案内容による）

2 (有)ゆうひパーク三隅の清算について

(1) 経営状況

(千円)

項 目		期 間		
		R2. 6. 1～R2. 9. 30	R2. 10. 1～R3. 3. 31 (見込み)	合 計
売 上 高	販 売 所	7,764	6,068	13,832
	自 販 機	1,615	1,473	3,088
	レストラン	7,713	5,422	13,135
	施設管理収入	2,336	3,504	5,840
総 売 上		19,428	16,467	35,895
売 上 原 価		10,510	8,266	18,776
売 上 総 利 益		8,918	8,201	17,119
販売費及び一般管理費		10,053	10,623	20,676
営業利益（損失）		▲1,135	▲2,422	▲3,557
営業外収益		3,409	157	3,566
経常利益（損失）		2,274	▲2,265	9
住民税及び事業税				81
当期純利益（損失）		2,274	▲2,346	▲72
政策金融公庫等借入金返済		—	—	1,600
未払消費税等		—	—	1,300
会社清算に係る費用		—	—	1,000
合計（不足額）		—	—	▲3,972

(2) 清算に係る不足額の取扱について

(有)ゆうひパーク三隅の清算に係る前記不足額（▲3,972千円）については、以下の理由により市の責任において全額を補助し、結了させたいと考えております。

- ① (有)ゆうひパーク三隅が管理する浜田市三隅特産品展示販売センターは、公益性、公共性を有する「公の施設」であること。
- ② (有)ゆうひパーク三隅は合併前の旧三隅町が出資割合 56.7%の筆頭株主として設立した第三セクターであり、取締役を派遣するなど市が経営に対して主導的立場にあること。
- ③ 市以外の株主は出資金の消滅について理解されており、市が清算に責任を持つよう要望されていること。

(3) 所要経費（見込）

収支不足による赤字補てん 約 4,000 千円

- ・ 3月補正予算提案予定（繰越明許費含む）
- ・ 財源は三隅の地域振興基金を想定

## 浜田駅前広場整備事業の竣工について

浜田駅前広場整備事業が 12 月 10 日に完成します。

つきましては、以下のとおり竣工式を行いますのでお知らせします。

### 1 竣工式の概要

〔日時〕 令和 2 年 12 月 19 日（土）13 時 30 分～14 時（予定）

〔場所〕 浜田駅前広場

〔内容〕 式辞、来賓祝辞、事業概要報告、テープカット

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小規模で実施します。

### 2 事業概要

〔事業期間〕 平成 30 年 2 月～令和 2 年 12 月

〔総事業費〕 約 3 億 400 万円

〔事業概要〕

年度	事業内容
平成 30 年度	○測量設計（一式） ○用地買収（567 m <sup>2</sup> ） ○物件移転（1 件） ○水路工事（L=38m）
令和元年度～ 令和 2 年度	○用地買収（477 m <sup>2</sup> ） ○電柱等支障移転（4 件） ○広場整備工事 （歩道、交差点、ロータリーの整備等） ○シェルター設置工事（L=85m）

〔完成写真〕



## 主要地方道浜田八重可部線の環状交差点の開通について

主要地方道浜田八重可部線（後野工区）の道路改良工事に伴い、県内 2 例目となる環状交差点（ラウンドアバウト）が完成し、実行委員会による開通式典が次のとおり挙行されました。また、同日 14 時から全面開通（全面通行止め解除）となりました。

### 1 浜田八重可部線（後野工区）環状交差点開通式典

- (1) 日時 令和 2 年 11 月 21 日（土）10 時～11 時 30 分
- (2) 会場 環状交差点付近（旧佐野小学校前）
- (3) 主催者 （主）浜田八重可部線（後野工区）環状交差点開通式典実行委員会  
会長（佐野自治会長）上岡 繁昌 氏
- (4) 内容 主催者あいさつ、来賓祝辞、来賓紹介、祝電祝詞披露、工事経過報告、アトラクション（佐野神楽社中による石見神楽「恵比寿・大黒」ほか）、テープカット、通り初め
- (5) 状況写真



### 2 環状交差点（ラウンドアバウト）の完成写真



## 浜田駅周辺整備事業の進捗について（報告）

平成 27 年度より実施しております浜田駅周辺整備事業は、令和 4 年 3 月の完成を目指し、事業を進めていましたが、JR 西日本へ委託する君市踏切移設を含む構内改良工事について、令和 3 年度完成が困難であるとの協議があり、やむなく完成年度を延伸することとしましたので、ご報告します。

### 記

#### 1 完成予定の変更

JR 西日本委託工事	変更前	変更後
	令和 4 年 3 月	令和 5 年頃

#### 2 変更理由について

##### （1）新型コロナウイルスによる影響

JR 西日本米子支社では、10 人を超える対面会議、本社や他部署への出張の制限等により、現地調査や調整会議が開催できず、工程に大幅な遅れが生じている。

##### （2）レール移設工事の工程

夏場は、熱によるレールの伸びを考慮する必要があり、軌道工事に着手できない。

#### 3 市発注工事への影響

新しくできる踏切高に市道高を合わせる必要があり、踏切より南側の工事は、通行の利便性を考慮して、踏切拡幅工事と同時期の施工となる。

※ 以上の理由により、やむなく完成年度を延伸しますが、引き続き JR 西日本と工程調整を行い、早期完成に努めます。

令和2年12月10日  
産業建設委員会資料  
都市建設部 建築住宅課

浜田市雇用促進住宅への  
無断入居等に係る報告書

令和2年12月

浜田市 都市建設部 建築住宅課

－ 目 次 －

1	はじめに	．．．．．	P2
2	入居許可の内容	．．．．．	P3
3	無断入居等の原因	．．．．．	P4
4	浜田市及び指定管理者の対応状況	．．．．	P6
5	総括	．．．．．	P7
6	資料（時系列）	．．．．．	P8

## 1 はじめに

### (1) 雇用促進住宅取得の経過

雇用促進住宅は、本市が平成 22 年度に国（独立行政法人雇用・能力開発機構）から 4 団地（小福井団地、内田団地、国府団地、金城団地）を一括取得し、平成 23 年度から「浜田市雇用促進住宅」として指定管理者制度を導入して管理・運営してきた。

### (2) 指定管理者の変遷

指定管理者は、2 団地ごとに分けて公募して選定し、管理を行っている。

[指定管理者の変遷]

	H23～H28 年度 (5 年)	H28～R2 年度 (5 年)
小福井・内田団地	島根県住宅供給公社	浜田土建(株)
国府・金城団地	浜田土建(株)	浜田土建(株)

### (3) 無断入居等の発覚の経緯

このたび、無断入居等の不当行為をした(株)ライフトラスト（代表取締役 川崎健一氏）は、三隅火力発電所建設のための従業員宿舎として、国府団地のうち 20 室を平成 30 年 2 月から 7 月まで使用した。

そして、本年も再び、三隅火力発電所 2 号機の建設に従事する作業員の宿舎として、金城団地を令和 2 年 6 月から、内田団地を同年 7 月から使用していたが、同年 7 月 24 日に金城団地駐車場において発生した傷害事件がきっかけで、このたびの無断入居等が発覚した。

## 2 入居許可の内容

### (1) 貸付先

(株)ライフトラスト 代表取締役 川崎 健一 氏  
(本社／大阪府貝塚市三ツ松 1047)

### (2) 入居許可

	金城団地 (全 80 室)	内田団地 (全 80 室)	合 計
①入居許可	26 名 (26 室)	5 名 (5 室)	31 名 (31 室)
②入居日 (入居期限)	R2年6月8日 (R4年5月末)	R2年7月21日 (R4年6月末)	-

### (3) 入居の実態（違反内容の重複あり）

	金城団地 (全 80 室)	内田団地 (全 80 室)	合 計
ア 虚偽入居	59 名	2 名	61 名
イ 無断入居	59 名 (25 室)	1 名 (1 室)	60 名 (26 室)
ウ 無断同居	57 名 (23 室)	-	57 名 (23 室)
エ 無断使用	2 室	-	2 室
備 考		※3名未入居	

注) ア 虚偽入居は、当該会社の社員ではない者が居住していたものである。

イ 無断入居は、入居を許可した者が許可した部屋以外に居住していた、また、入居を許可した者が実際には居住しておらず、許可していない者が居住していたものである。

ウ 無断同居は、1室に複数人が居住していたものである。

エ 無断使用は、住居以外の用途で使用していたものである。

### 3 無断入居等の原因

無断入居等の要因は、(株)ライフトラストからの虚偽申請によるものではあるが、一方で、浜田市及び指定管理者（浜田土建(株)）は、入居手続において基本的な確認業務等を怠り、同社の虚偽申請を見抜けなかったことにもある。

これらの詳細は、同社及び指定管理者のそれぞれに聴き取りした内容から、次のとおりまとめた。

#### (1) (株)ライフトラストの不十分な社員教育

(株)ライフトラストの代表取締役及び担当者への聴き取りからは、次のとおり不十分な社員教育と過失によるものとのことだった。

- ① 金城団地の管理人には、同社の従業員を住まわせて担当させていたが、入居時の条件等を十分に理解しておらず、社員教育が不十分であったこと。
- ② このため管理人は、許可していない者を独断で入居させたこと。
- ③ さらに、同社の代表取締役や担当者は、現地や管理人の状況把握を怠っていたこと。

#### (2) 浜田市の確認・指導不足

- ① 国府団地の使用開始時（平成30年2月）
  - ・国府団地への入居申込理由は、「三隅火力発電所の工事関係で中国電力から受注した会社の依頼で住宅を探している。」と言われており、同社従業員以外の入居が推測できたこと。
- ② 国府団地からの退去後（平成30年8月）
  - ・国府団地の自治会からは、「無断同居があったと思われる。」との情報を得ながら、指定管理者への情報提供を行わず、その事実を確認していなかったこと。
- ③ 今回の金城団地への入居時（令和2年6月）
  - ア 同社の業態を確認せずに入居を容認し、誓約書が遵守されると信じ、指定管理者に任せきりにしていたこと。
  - イ 平成30年の国府団地への入居時に生じたトラブルを後日認知し、誓約書を提出させた案件でありながら、指定管理者に特段の注意を払うよう指示が不足していたこと。

#### (3) 指定管理者の確認不足

- ① 国府団地の使用開始時（平成30年2月）
  - ・国府団地への入居申込理由は、「三隅火力発電所の工事関係で中国電力から受注した会社の依頼で住宅を探している。」と言

われており、同社従業員以外の入居が推測できたこと。(1)－

①と同様)

② 今回の金城団地への入居時（令和2年6月）

- ・入居時及び入居後の入居者確認を適切に行わず、また、入居状況の実態を把握していなかったこと。

#### 4 浜田市及び指定管理者の対応状況（無断入居等の発覚後）

##### (1) ㈱ライフトラストとのやりとり

###### ① 入居者の退去

- ・入居及び使用の実態は契約違反であるため、㈱ライフトラストに対して金城・内田団地の入居者 62 名（28 室）の明け渡し請求を通知し、令和 2 年 8 月 18 日退去したことを浜田市と指定管理者で確認した。

###### ② 退去時修繕

- ・退去時の修繕は、令和 2 年 9 月 18 日までに完了予定とし、同年 8 月 31 日に修繕完了を浜田市と指定管理者で確認した。

###### ③ 事実確認のため回答依頼

- ・令和 2 年 2 年 9 月 30 日、事実確認のため、以下の事項について回答を求めた（回答期限は同年 10 月 9 日）。

ア 自社従業員用住宅が賃貸条件だったが、他社従業員が利用していた点

イ 入居許可をした者が入居していない、または別部屋に居住していた点

ウ 誓約書で禁止事項としていたルームシェアをしていた点

エ 金城団地 1-101 号室を居宅ではなく、食堂として使用していた点

- ###### ④ 上記③については回答が無かったため、令和 2 年 10 月 20 日に代表取締役で電話で確認したところ、「市の指示に基づき、既に退去してけじめをつけており、今後、報告をする気はない。」との回答があり、詳細な原因は究明できなかった。

##### (2) 指定管理者への業務改善勧告等

傷害事件発生の翌日（令和 2 年 7 月 25 日）に、指定管理者に無断入居等の状況を聴取したが、実態を把握していなかった。

このため、指定管理者に対して令和 2 年 8 月 21 日付けで業務改善勧告文書を通知し、指定管理者からは同年 8 月 27 日に回答書が提出され、指定管理者に面談して指導を行った。

##### (3) 地元自治会等への説明

- ① 金城自治区地域協議会へ説明（令和 2 年 8 月 24 日）
- ② 雇用促進住宅金城団地の役員へ説明（令和 2 年 8 月 27 日）
- ③ 雲城まちづくり委員会へ説明（令和 2 年 9 月 18 日）

## 5 総括

### (1) 事案発生の要因（まとめ）

平成 30 年の国府団地への入居においても、今回と同様の違反があったと推察される状況である。当時、事実確認の調査や指導を行い、当該会社の実態について把握していれば、入居を許可することもなく、未然に違反を防ぐことができた。

また、このたびの金城団地の事案については、国府団地の件を踏まえて、誓約書の提出を条件に付しながらも、その誓約書だけで当該会社を信用し、入居後の実態把握を怠った。

結果として、傷害事件の報道まで発覚が遅れ、市や指定管理者以外からの情報提供で事実確認を行うこととなり、金城団地をはじめとする住民の皆さんに不安を与えた。

### (2) 反省点と再発防止策

このような事態を再び起こさぬよう、十分に反省し、以下の再発防止策を講じ、適正な住宅管理に務めていく。

#### 【反省点】

- ① 市と指定管理者は、当該会社からの問い合わせ時点で、会社の業態・事業概要について確認と把握を怠った。また、入居許可に際して、市は指定管理者に特段の注意を払って対応する等の指示を行っていなかった。その結果として、国府団地で生じたトラブルが教訓として活かされていなかった。
- ② 入居時・入居後において、指定管理者は許可内容と相違ないか等、事実確認を怠っていた。
- ③ 指定管理者は、現地巡回や入居者との接触を通し、積極的に実態把握に努める姿勢に欠けていた。

#### 【再発防止策】 ※市と指定管理者が連携して実施する。

- ① 法人利用の申込時においては、市と指定管理者で業態・事業概要等を十分に確認した上で、入居許可を判断する。
- ② 指定管理者は、入居時・入居後において、許可した入居者が実際に入居しているかを現地で確認する。
- ③ 指定管理者は、現地巡回や入居者への聴き取りを適時に行い、違反行為がないか実態把握を行うことを徹底する。
- ④ 市は指定管理者に対し、公の施設の管理者としての意識を常に持つよう指導する。また、市と指定管理者間で苦情等問題点の認識を共有し、連携を強化する。

## 6 資料（時系列）

### (1) 国府団地への入退去事案関係（平成 29～30 年度）

年月日	内 容	入居状況
H29 年 10 月 24 日	(株)ライフトラスト（以下「同社」という。）から指定管理者に「三隅火力発電所の工事関係で、中国電力の受注会社の依頼で住宅を探している」との問合せあり。	
10 月 31 日	指定管理者が同社担当者と一緒に、国府団地の空き部屋等の確認を行う。	
11 月 17 日	指定管理者が同社に入居申込の意思確認を行い、「2 月頃からの入居になる」との回答あり。	
H30 年 1 月 12 日	指定管理者が同社担当者と、再度、空き部屋等を確認し、「2 月 5 日頃入居したい」との要望を受ける。	
2 月 5 日	国府団地に 12 室入居	12 室
2 月 6 日	国府団地自治会と同社が顔合わせ	↓
2 月 27 日	国府団地に 3 月に入居予定の申込書類提出	↓
3 月 5 日	国府団地に 8 室入居	20 室
4 月 3 日	国府団地の入居者入替（1 部屋） ・入居中、騒音やごみのポイ捨て等の苦情あり。	↓
6 月 28 日	国府団地の 16 室退去	4 室
7 月 10 日	国府団地の 4 室退去	0 室
7 月中旬	国府団地自治会から「無断同居があったと思われる」との情報提供にあわせ、「今後入居させないでほしい」と要望あり。	

### (2) 金城・内田団地への入退去事案関係（令和 2 年）

年月日	内 容	入居状況
R2 年 1 月中旬	同社（代表取締役）から市に、国府団地への入居希望の連絡があったが、「国府団地自治会からは、今後入居させてほしくない」と要望があったことを踏まえ、入居許可は困難だが、具体的な日程が決まった時点で再度相談するように」と回答した。 その後、内部協議を行い、ルールを守ることを条件に入居を認める方針を内部決定した。	
1 月 27 日	国府団地自治会に、同社が再入居を希望していることを伝え、「市の方針なら仕方がないが、入居するなら前回のようなことがないようにしてもらいたい」との要望あり。	
3 月中旬	同社（代表取締役）から、5 月中旬以降での入居希望の連絡があり、「ルールを守ることを条件に入居許可することにする」と回答した。	

年月日	内 容	入居状況
4月2日	同社（代表取締役）から挨拶のため来庁する旨の連絡あり。 国府団地での苦情も踏まえ、書面で誓約すること、誓約を守らない場合は即退去という内容の約束ができないようでは入居を認めないことを内部決定した。	
4月7日	同社の代表取締役と営業部長が来庁し、誓約書の提出及びルール遵守を条件とすること、加えて国府団地自治会からの要望を伝えた。これを受け、他の雇用促進住宅への入居を検討することとなった。	
4月8日	指定管理者と同社担当者が金城団地を確認する。	
4月20日	同社（代表取締役）から入居先は金城団地にする旨の連絡あり。	
4月22日	誓約書を受領し、指定管理者に誓約書写しを送付した。	
5月21日	同社から金城団地 15 室の申込みあり。	
5月29日	法人設立・設置届手続き完了（市税務課）	
6月9日	指定管理者が入居を許可（金城団地 15 室） 金城団地に入居（15 室）	金城団地 15 室
6月11日	指定管理者との定例会議で、平成 30 年の同社使用時にトラブル等の有無について確認し、「なかった」との回答あり。	↓
	金城団地自治会役員と顔合わせを行った。 （同社代表取締役・営業部長、市建築住宅課、指定管理者）	
6月12日	同社から内田団地の空き部屋の確認あり。	↓
6月15日	同社から金城団地 5 室の申込みあり。	↓
6月19日	指定管理者が同社担当者と内田団地を確認した。	↓
6月23日	同社から金城団地 6 室の申込みあり。	↓
6月25日	指定管理者が入居を許可（金城団地 5 室） 金城団地に入居（5 室）	金城団地 20 室
	指定管理者が同社から、内田団地 17 室に入居希望と聞き取る。	↓
7月2日	指定管理者が入居を許可（金城団地 6 室） 金城団地へ同社入居（6 室）	金城団地 26 室
7月7日	同社から内田団地部屋 5 室の申込みあり。	
7月20日	内田団地自治会役員と顔合わせを行った。 （同社代表取締役、営業部長、市建築住宅課、指定管理者）	
7月21日	指定管理者が入居を許可（内田団地 5 室） 内田団地へ同社入居（2 室）	内田団地 2 室
7月22日	同社から内田団地 10 室の申込みあり。	
7月24日	<b>金城団地の駐車場で傷害事件発生</b>	
7月25日	事件報道を受け、事件の容疑者が金城団地入居者か否かを、同社からの届出書類で確認したが、該当者はいなかった。	

年月日	内 容	入居状況
7月27日	市金城支所産業建設課から「事件現場は金城団地の駐車場で、三隅火力発電所関係の作業員らしい」との情報を入手した。 同社代表取締役役で電話で確認し、「自社作業員ではない」と回答があった。	
7月28日	「傷害事件で逮捕されたのは同社の人だと金城団地入居者から聞いた」との情報提供あり。	
7月29日	浜田警察署で容疑者と接見し、入居の事実を聴取した。 金城団地の現地確認時に、同社管理人から「複数入居している部屋もある」との回答があった。 回答を受け、同社代表取締役役へ電話して事情聴取を7月31日午前9時から行うこととした。 また、指定管理者に実態把握の状況を電話で確認したが、把握しておらず、「入居立会で鍵を渡して以降、通報も何もないし、契約どおり1人しか入居していないと認識している」と回答があった。	
7月30日	同社管理人から、金城団地の入居者を再確認し、入居者60人、食堂1部屋、厨房兼管理人室1部屋として使用していることを確認した。 雲城まちづくり委員会から質問書が提出された。	
7月31日	指定管理者が同席のもと、同社代表取締役と営業部長に事情聴取し、次の事項を確認した。また、入居者の速やかな退去を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無断同居等の事実は、同社と指定管理者ともに承知していなかった。</li> <li>・三隅火力発電所での業務は、「作業員の住居を用意する依頼を受け、浜田市に住居を借りてすぐに住めるようにする仕事」との回答があった。</li> <li>・初めから他社社員を入居予定だったのかの質問には、明確な回答はなかった。</li> <li>・金城団地の入居者の差配は管理人が行っている。</li> </ul> 指定管理者から「8月3日に内田団地10室へ追加入居させてほしい」と連絡があったが、「認められない」と回答した。 あわせて、雲城まちづくり委員会から要望のあったラジオ体操時の危険回避を行うよう指示した。	
8月1日	指定管理者が現地を確認した。	

年月日	内 容	入居状況
8月4日	指定管理者に、同社と契約した書類のうち、入居者として申請した名簿の提出を求め、名簿を受け取った。	
	同社代表取締役から、「内田団地からも退去か」との確認があり、「すべて退去してもらおうし、これからの入居も認めない。市や周りの住民等が厳しい目で見えており、それだけのことをしたのだと認識してほしい。住民は不安を抱えているので、最大限、早く退去するよう努力してほしい」と伝えた。	
	指定管理者に、同社へ「明渡し請求」を送ることに合わせて、近隣住民の不安を解消することを最優先するよう指示した。	
	同社から「現状報告書」を受領した。 〔内容〕 金城団地は、契約済 26 室のうち、1 室に複数入居、合計 53 名が在住し、同社管理人用として 2 室を使用している。 内田団地は、契約済 5 室のうち、2 室に 1 名ずつ入居し、残り 3 室は 9 月頃の入居を予定している。	
8月5日	同社に住宅の明け渡しを事前にメールで連絡した。	
8月6日	指定管理者に、同社との契約書類のうち、法人利用申込書・請書・入居者名簿・入居許可書の提出を求めた。	
	指定管理者から同社に「明け渡し請求」を送付した。	
8月7日	同社に、早期退去及び退去スケジュールの提出を依頼した。	
8月8日	同社代表取締役に、退去スケジュールを早急に提出するよう依頼した。	
8月11日	同社に、退去スケジュールを提出するようメールで督促した。	
	同社代表取締役に、退去スケジュールを 8 月 12 日午前 9 時までに提出するよう電話で督促した。	
8月12日	同社から退去スケジュールをメールで受領した。	
	同社に、スケジュールどおり退去するようメール送付した。 同社営業部長に電話で次の事項を確認した。 1 先日、市が調査・確認した無断同居の状況と報告された状況が変わっていることについて ⇒順次退去しているため状況が日々変わる。31 人分の部屋は市内に民間アパートを確保しており、管理人は最後まで残る。それ以外は 8 月 17 日までに退去する。無断同居者について、当社は関与していない。	

年月日	内 容	入居状況
〃	<p>2 入居者全員は8月16日まで帰省し、退去期限は8月17日だが、金城団地には戻って来ないとの認識でいいか。 ⇒帰省先から直接転居先に行く者と、一旦、金城団地に戻る者もいるが、そのまま金城団地に住むことはない。</p> <p>3 島根県内で新型コロナウイルス感染者が出たことから、三隅火力発電所作業員関係で陽性者が発生した場合に備え、追跡調査ができるよう転居先のアパートを教えて欲しい。 ⇒同社からメールで転居先アパート一覧を受領した。</p>	
8月13日	金城団地駐車場に県外ナンバーの車両が止まっていることを確認した。	
8月14日	<p>金城団地の101号室（食堂で使用）と102号室（厨房兼管理入室で使用）を、同社営業部長と現状確認したが、既に片付けた後だった。</p> <p>同社管理人に、「101号室では何人で食事していたのか」と問い合わせたが、「最後は12～13人くらい、これ以上は自分から話せない」との回答だった。</p>	
8月18日	<p>金城団地26室、内田団地5室の退去を確認した。 （市、同社営業部長、指定管理者が立会）</p> <p>市から同社に、「いつ、誰が、どのような判断で無断同居等が起きたのか」、「誰がどこに転居したか」を報告するよう求めた。</p>	金城団地 0室 内田団地 0室
8月20日	同社に、誰がどこに転居したのかを回答するよう求めた。	
8月21日	市から指定管理者に「業務の改善勧告」を送付した。	
8月24日	金城自治区地域協議会で状況を報告した。	
8月27日	<p>指定管理者に面談の上、「業務の改善勧告」に対する回答書が提出された。</p> <p>同社代表取締役役に、8月20日の質問に対する回答を早急で送るよう電話で依頼した。</p> <p>家電用品を撤去中との情報があり、金城団地を確認した。</p> <p>金城団地の自治会役員へ状況報告した。</p>	
8月31日	金城団地26室、内田団地5室の家電用品等の撤去完了を確認した。（同社営業部長・営業課長、指定管理者担当者が立会）	家電用品 等を撤去
9月2日	金城団地の退去者のうち40名について転居先の報告あり。	
9月18日	雲城まちづくり委員会へ状況を報告した。	
9月30日	同社へ質問事項をメールで送信した。（回答期限は10月9日）	
10月20日	質問に対する回答がないため、同社代表取締役役に電話し、「市の指示に基づき、既に雇用促進住宅から退去し、けじめをつけており、今後、報告する気はない」と回答があった。	

## 令和 2 年度有害鳥獣捕獲頭数・クマの目撃件数について（報告）

有害鳥獣の捕獲頭数、クマの目撃件数について以下のとおり報告します。

### 1. 有害鳥獣捕獲頭数 （令和 2 年 11 月末現在）

年度	自治区	クマ	イノシシ	その他獣類	鳥類
R2	浜田	15	453	116	2
	金城	19	286	6	0
	旭	8	365	27	34
	弥栄	10	125	3	1
	三隅	3	400	124	69
	計	55	1,629	276	106
R1	浜田	9	279	112	7
	金城	2	217	15	0
	旭	4	274	20	53
	弥栄	2	83	4	1
	三隅	4	202	36	21
	計	21	1,055	187	82
H30	浜田	6	235	91	17
	金城	4	171	7	1
	旭	3	212	25	34
	弥栄	1	83	2	0
	三隅	7	197	33	20
	計	21	898	158	72
H29	浜田	4	220	66	14
	金城	2	179	26	0
	旭	8	227	29	40
	弥栄	6	99	6	1
	三隅	5	160	24	33
	計	25	885	151	88
H28	浜田	16	367	84	34
	金城	13	266	6	0
	旭	9	253	51	27
	弥栄	8	113	1	0
	三隅	5	256	44	24
	計	51	1,255	186	85

### 2. クマの目撃件数 （令和 2 年 11 月末現在）

	R2	R1	H30	H29	H28
浜田	87	99	58	43	99
金城	85	24	38	31	55
旭	20	13	14	23	29
弥栄	23	10	17	23	51
三隅	55	32	27	17	40
計	270	178	154	137	274